



# 栃木県公報

令和元（2019）年  
8 月 27 日（火）  
第 33 号

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定..... 303
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 304
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 304
- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 305
- 県営土地改良事業計画の決定..... 305
- 道路の区域の変更..... 305
- 道路の供用開始..... 306
- 土地区画整理組合の定款変更の認可..... 306
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出..... 306

### 公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 307
- 公共測量の実施..... 308
- 同..... 308

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表..... 309
- 同..... 309

## 告 示

### 栃木県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年 8 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和元（2019）年 7 月 1 日	那須訪問診療所	那須塩原市佐野 2-19
令和元（2019）年 7 月 1 日	クスリのアオキ大町薬局	足利市大町531-1
令和元（2019）年 7 月 1 日	コスモファーマ薬局末広町店	矢板市末広町33-3

#### 2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地

平成31 (2019)年 4月1日	(株)ライカ	足利市山下町876-2	訪問看護ステーションとことこ	足利市山下町876-2
平成31 (2019)年 2月1日	(株)花はな	大田原市黒羽田町802-10	訪問看護ステーション花はな	大田原市黒羽田町802-10
令和元 (2019)年 5月1日	合同会社H I N A T A	那須塩原市大黒町1-1	ひなた訪問看護ステーション	那須塩原市大黒町1-1

#### 栃木県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元(2019)年8月27日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和元 (2019)年 6月11日	沼尾 陽司	日光市倉ヶ崎7	さとう接骨院	宇都宮市若草3-13-26

#### 栃木県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年8月27日

栃木県知事 福田 富一

##### 1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
令和元(2019)年5月1日	恵川いたみと漢方のクリニック (与倉ペインクリニック)	栃木市神田町21-15
令和元(2019)年7月1日	アイン薬局自治医大店 (ヘルシー薬局)	下野市祇園2-36-1

##### 2 指定訪問看護事業者等

変 更 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地

令和元 (2019)年 6月1日	(株)ビッグワン	那須塩原市橋本町8-50	訪問看護ステーションつぼみ	那須塩原市橋本町8-50 (那須塩原市佐野2-19)
------------------------	----------	--------------	---------------	-------------------------------

(注) 表中の ( ) 内は変更前のもの

**栃木県告示第210号**

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年 8 月 27 日

栃木県知事 福田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和元（2019）年 6 月 30 日	那須訪問診療所	那須塩原市豊浦10-706

(保健福祉課)

**栃木県告示第211号**

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和元（2019）年 8 月 27 日

栃木県知事 福田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営芳賀町北部第2地区土地改良 (区画整理) 事業	令和元（2019）年 8 月 28日から同年 9 月 26 日 まで	令和元（2019）年 10 月 11 日	芳賀農業振興事務所

(農地整備課)

**栃木県告示第212号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年 8 月 27 日から同年 9 月 25 日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年 8 月 27 日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 一般国道

路 線 名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市大室字三木沢31-2地先から 日光市大室字三木沢31-2地先まで	38.0～40.8	4.5	
	後	日光市大室字三木沢31-2地先から 日光市大室字三木沢31-2地先まで	38.0～45.8	4.5	

栃木県告示第213号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元(2019)年8月27日から同年9月25日まで一般の縦覧に供する。

令和元(2019)年8月27日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
233	一般県道 小川大金停車場線	那須郡那珂川町片平96-2から 那須郡那珂川町片平713まで	令和元(2019)年 8月27日

(道路保全課)

栃木県告示第214号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、六美町北部土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和元(2019)年8月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称 六美町北部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成31(2019)年3月5日から平成41(2029)年3月31日まで
- 3 施行地区 下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美、大字安塚字拓生の各一部
- 4 事務所の所在地 下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美1番地1
- 5 設立認可の年月日 平成31(2019)年2月25日
- 6 変更の内容 事務所の所在地 下都賀郡壬生町大字壬生丁203番地16
- 7 変更認可の年月日 令和元(2019)年8月19日

(都市計画課)

栃木県告示第215号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年8月27日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社東京建築検査機構
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
業務を行う事務所の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目 2番1号	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目 17番15号

- 3 変更年月日

令和元（2019）年9月17日

（建築課）

**公 告**

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元（2019）年8月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
間々田乙女土地改良区	理 事	上原 克巳		小山市大字間々田1284-1	令和元 (2019). 6.19	
	〃	佐藤 洋一		〃 〃 797-3	〃	
	〃	上原 祐一	上原 祐一	〃 〃 1279	〃	令和元 (2019). 6.20
	〃	松島 延一	松島 延一	〃 〃 2465-7	〃	〃
	〃	日下部敏夫	日下部敏夫	〃 大字乙女1344-1	〃	〃
	〃	大熊 一廣	大熊 一廣	〃 〃 1859	〃	〃
	〃	寺内 孝一	寺内 孝一	〃 〃 991	〃	〃
	〃		荒川 和之	〃 〃 673		〃
	〃		浜野 正一	〃 大字間々田813-3		〃
	〃		吉野 孝男	〃 〃 1211		〃
	監 事	吉野 孝男		〃 〃 〃	令和元 (2019). 6.19	
	〃	根岸 嘉一		〃 南乙女1-7-5	〃	
	〃	吉見 悦雄	吉見 悦雄	〃 大字西黒田334-1	〃	令和元 (2019). 6.20
	〃		中田 一男	〃 東間々田2-18-12		〃
〃		谷中 武夫	〃 大字乙女1096		〃	
酒野谷土地改良区	理 事	森田 国樹		鹿沼市酒野谷1326-1	平成31 (2019). 3.31	
	〃	高山 文雄		〃 〃 703	〃	
	〃	福富 健之		〃 〃 3-2	〃	
	〃	大門 敏雄		〃 〃 328-1	〃	

理 事	大門 和男	大門 和男	鹿沼市酒野谷1049	平成 31 (2019). 3.31	平成 31 (2019). 4.1
〃	川津 博	川津 博	〃 〃 453	〃	〃
〃	神山 雄一	神山 雄一	〃 〃 637-1	〃	〃
〃	高山 明久	高山 明久	〃 〃 735-1	〃	〃
〃		大門 勝利	〃 〃 317		〃
〃		森田 壮重	〃 〃 1167		〃
〃		山野井 健	〃 〃 154-2		〃
〃		田野井康弘	〃 〃 796		〃
監 事	安野聖美智		〃 〃 1276-1	平成 31 (2019). 3.31	
〃	高山 公男		〃 〃 686-1	〃	
〃	山野井孝之	山野井孝之	〃 〃 135-1	〃	平成 31 (2019). 4.1
〃		高山 公男	〃 〃 804		〃
〃		森田 浩一	〃 〃 1271		〃

(農地整備課)

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年8月27日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項地図作成）
- 2 作業地域  
宇都宮市松原一丁目、同二丁目、戸祭一丁目、同二丁目、桜四丁目、中戸祭一丁目
- 3 作業期間  
令和元（2019）年9月1日から令和2（2020）年3月31日まで

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高根沢町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年8月27日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域



高根沢町大字宝積寺

3 作業期間

令和元（2019）年8月19日から令和2（2020）年3月23日まで

（監理課）

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、齊藤たかあきを支える会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成26年11月28日栃木県選挙管理委員会告示第56号）の一部を次のとおり訂正する。

令和元（2019）年8月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成25（2013）年に係る収支報告書の要旨において、「齊藤たかあきを支える会」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

寄附	3,105,000	
個人分	2,230,000	を
その他の収入	2	
一件十万円未満のもの	2	」

「3 本年収入の内訳

寄附	2,278,675	
個人分	1,403,675	
その他の収入	826,327	に、
家賃収入	300,000	
駐車場代収入	210,000	
一件十万円未満のもの	316,327	」

「5 寄附の内訳」項「（個人分）」中

「 齋藤 孝明 1,000,000 宇都宮市 」を

「 齋藤 孝明 173,675 宇都宮市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、松井正一サポーターズクラブから訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成26年11月28日栃木県選挙管理委員会告示第56号）の一部を次のとおり訂正する。

令和元（2019）年8月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成25（2013）年に係る収支報告書の要旨において、「松井正一サポーターズクラブ」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

寄附	5,090,200	
個人分	4,790,200	を
その他の収入	43	

一件十万円未満のもの 43」

「3 本年収入の内訳

寄附	4,129,102
個人分	3,829,102
その他の収入	961,141 に、
家賃収入	583,000
コピー機リース料収入	113,463
一件十万円未満のもの	264,678」

「5 寄附の内訳」項「（個人分）」中

「 松井 正一 4,260,000 鹿沼市 」を

「 松井 正一 3,298,902 鹿沼市 」に改める。

---